

平成26年白浜町議会第1回臨時会 会議録(第2号)

1. 開 会 平成26年4月4日 白浜町議会第1回臨時会を白浜町役場
議場において10時00分開会した。

1. 開 議 平成26年4月4日10時00分

1. 閉 議 平成26年4月4日15時04分

1. 閉 会 平成26年4月4日15時04分

1. 議員定数 14名

1. 応招及び不応招議員の氏名

第1日目のおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 14名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	溝口	耕太郎	2番	三倉	健嗣
3番	辻	成紀	4番	岡谷	裕計
5番	堀	匠	6番	長野	莊一
7番	水上	久美子	8番	楠本	隆典
9番	西尾	智朗	10番	廣畑	敏雄
11番	古久保	恵三	12番	南	勝弥
13番	玉置	一	14番	丸本	安高

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事務局 長 泉 芳 明 事務局 査 田 中 健 介

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長 井 潤 誠
教 育 長 清 原 武 会計管理者 大 谷 博 美
富田事務所長
兼農林水産課長 瀬 見 幸 男 日置川事務所長 青 山 茂 樹

総務課長	田井郁也	税務課長	高田義広
民生課長	中村貴子	住民保健課長	三栖健次
生活環境課長	坂本規生	観光課長	古守繁行
建設課長	笠中康弘	上下水道課長	堀本栄一
国体推進課長	廣畑康雄	消防長	古川泰造
教育委員会		日置川事務所	
教育次長	寺脇孝男	地籍調査室長	中本敏也
総務課副課長	榎本崇広		

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名について
- 日程第2 議案第36号 白浜町監査委員の選任について
- 日程第3 議案第37号 白浜町教育委員会委員の任命について
- 日程第4 議案第38号 白浜町教育委員会委員の任命について
- 日程第5 議案第39号 富田共有財産組合委員会委員の選任について
- 日程第6 議案第40号 富田共有財産組合委員会委員の選任について
- 日程第7 議案第29号 専決処分の承認について
- 日程第8 議案第30号 専決処分の承認について
- 日程第9 議案第31号 専決処分の承認について
- 日程第10 議案第32号 専決処分の承認について
- 日程第11 議案第33号 専決処分の承認について
- 日程第12 議案第34号 専決処分の承認について
- 日程第13 議案第35号 平成26年度白浜町一般会計補正予算（第1号）議定について
- 日程第14 発委第3号 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員会・総務文教厚生常任委員会・観光建設農林常任委員会・議会広報特別委員会）

1. 会議に付した事件

日程第1から日程第14

1. 会議の経過

○議長

皆さん、おはようございます。

ただいまから白浜町議会平成26年第1回臨時会2日目を開催します。

日程に入る前に事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 泉君

○番外（事務局長）

ただいまの出席議員は14名であります。
本日の議事日程はお手元に配付しております。
以上で報告を終わります。

○議 長

報告が終わりました。
これより本日の会議を開きます。

(1) 日程第1 会議録署名議員指名について

議長は会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員を次のとおり指名した。
2 番 三 倉 健 嗣 3 番 辻 成 紀

(2) 日程第2 議案第36号 白浜町監査委員の選任について

○議 長

日程第2 議案第36号 白浜町監査委員の選任についてを議題とします。
資料を配付してください。
(資料配付)

○議 長

提案理由の説明を求めます。
番外 町長 井潤君(登壇)

○番 外(町 長)

議案第36号 白浜町監査委員の選任について、議案書(P.27~28)に基づき、説明した。
津多氏の選任についてのご同意をいただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議 長

本案に対する質疑を行います。
(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。
(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決します。お諮りします。
議案第36号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第36号は原案のとおり同意されました。

続いて、監査委員に選任されました津多勝さんから挨拶の申し出があります。

これを許可します。

(津多氏 入場)

(挨拶)

(拍手)

○議 長

津多さん、本日は大変ご苦労さまでした。

資料を配付してください。

(資料配付)

(3) 日程第3 議案第37号 白浜町教育委員会委員の任命について

日程第4 議案第38号 白浜町教育委員会委員の任命について

○議 長

日程第3 議案第37号 白浜町教育委員会委員の任命について、日程第4 議案第38号 白浜町教育委員会委員の任命について、以上2件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

番外 町長 井潤君(登壇)

○番 外(町 長)

議案第37号 白浜町教育委員会委員の任命について、議案書(P.29~30)に基づき、説明した。

二杉氏の任命についてのご同意をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議案第38号 白浜町教育委員会委員の任命について、議案書(P.31~32)に基づき、説明した。

辻氏の任命についてのご同意をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議 長

提案説明が終わりました。

2件に対する質疑を一括して行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。

議案第37号について討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決します。お諮りします。

議案第37号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第37号は原案のとおり同意することに決定しました。

議案第38号について討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決します。お諮りします。

議案第38号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第38号は原案のとおり同意することに決定しました。

ただいま同意されました2名から挨拶の申し出があります。これを許可します。

(二杉氏、辻氏 入場)

(挨拶)

(拍手)

○議 長

以上で挨拶が終わりました。

議長を交代します。

休憩します。

(休憩 10時13分 再開 10時14分)

(議長 退場)

(副議長 議長席へ)

○副 議 長

議長を交代しました。

本会議を再開します。

資料を配付してください。

(資料配付)

(4) 日程第5 議案第39号 富田共有財産組合委員会委員の選任について

日程第6 議案第40号 富田共有財産組合委員会委員の選任について

○副 議 長

日程第5 議案第39号 富田共有財産組合委員会委員の選任について、日程第6 議案第40号 富田共有財産組合委員会委員の選任について、以上2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

番外 町長 井潤君(登壇)

○番 外(町 長)

議案第39号 富田共有財産組合委員会委員の選任について、議案書(P.33～34)に

基づき、説明した。

岡谷氏の選任につきまして、ご同意いただきますよう、どうぞよろしく願いいたします。

議案第40号 富田共有財産組合委員会委員の選任について、議案書（P. 35～37）に基づき、説明した。

古守氏の選任につきまして、ご同意いただきますよう、どうぞよろしく願いいたします。

○副 議 長

提案理由の説明が終わりました。

2件に対する質疑を一括して行います。

（なしの声あり）

○副 議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○副 議 長

質疑を終結致します。

議案第39号について、討論を行います。

（なしの声あり）

○副 議 長

討論を終結致します。採決致します。お諮りします。

議案第39号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○副 議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第39号は原案のとおり同意することに決定しました。

議案第40号について、討論を行います。

（なしの声あり）

○副 議 長

討論を終結致します。採決致します。お諮りします。

議案第40号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○副 議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第40号は原案のとおり同意することに決定しました。

議長を交代します。

休憩します。

（休憩 10 時 19 分 再開 10 時 20 分）

（副議長 降壇）

（議長 入場、議長席へ）

○議 長

再開します。

- (5) 日程第7 議案第29号 専決処分の承認について
 日程第8 議案第30号 専決処分の承認について
 日程第9 議案第31号 専決処分の承認について
 日程第10 議案第32号 専決処分の承認について
 日程第11 議案第33号 専決処分の承認について
 日程第12 議案第34号 専決処分の承認について
 日程第13 議案第35号 平成26年度白浜町一般会計補正予算(第1号)議定について

○議 長

日程第7 議案第29号 専決処分の承認についてから日程第13 議案第35号 平成26年度白浜町一般会計補正予算(第1号)議定についてまでの7件を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

番外 町長 井潤君(登壇)

○番 外(町 長)

ご審議をお願いいたします案件の提案理由について順次ご説明申し上げます。

議案第29号 専決処分の承認につきましては、公立紀南病院組合規約の変更に関する協議について専決処分したので、これを報告し承認を求めます。

議案第30号 専決処分の承認につきましては、損害賠償の額を定めることについて専決処分したので、これを報告し承認を求めます。

議案第31号 専決処分の承認につきましては、白浜町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について専決処分したので、これを報告し承認を求めます。

議案第32号 専決処分の承認につきましては、白浜町税条例の一部を改正する条例について専決処分したので、これを報告し承認を求めます。

議案第33号 専決処分の承認につきましては、白浜町都市計画税条例の一部を改正する条例について専決処分したので、これを報告し承認を求めます。

議案第34号 専決処分の承認につきましては、白浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について専決処分したので、これを報告し承認を求めます。

議案第35号 平成26年度白浜町一般会計補正予算(第1号)議定につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に1億4,596万1千円を追加して、歳入歳出予算を119億1,596万1千円と定めました。

今回の補正の主なものにつきましては、1. 椿保育園及び椿出張所に関する経費 2. 臨時福祉給付金事業費 3. 子育て世帯臨時特例給付金事業費などの補正でございます。

以下、順次その概要をご説明申し上げます。(万円未満四捨五入)

総務費につきましては、出張所経費 39万円 椿保育園の休園に伴い、保育園で負担していた経費を椿出張所の運営に係る経費に組み替えるものでございます。

民生費につきましては、臨時福祉給付金事業費 1億2,329万円 国の補助を受け、消費税法改正に係る低所得者対策として、臨時福祉給付金を支給するものでございます。

保育所費 △134万円 椿保育園の休園に伴い、経費の一部を椿出張所に組み替え、不要となる経費の減額と、新たに園児の送迎に係る費用を補正するものでございます。

子育て世帯臨時特例給付金事業費 2,363万円 国の補助を受け、消費税法改正に係る子育て世帯対策として、子育て世帯臨時特例給付金を支給するものでございます。

以上が歳出の主なものでございます。

歳入につきましては、1. 国庫支出金 1億4,691万円 2. 繰入金 △95万円でございます。

以上、詳細につきましては、担当課長からご説明いたしますので、ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

○議 長

続いて、補足説明を許可します。

番外 住民保健課長 三栖君（登壇）

○番外（住民保健課長）

議案第29号 専決処分の承認について、議案書（P.1～4）に基づき、説明した。

○議 長

番外 建設課長 笠中君（登壇）

○番外（建設課長）

議案第30号 専決処分の承認について、議案書（P.5～9）に基づき、説明した。

○議 長

番外 消防長 古川君（登壇）

○番外（消防長）

議案第31号 専決処分の承認について、議案書（P.10～13）に基づき、説明した。

○議 長

番外 税務課長 高田君（登壇）

○番外（税務課長）

議案第32号 専決処分の承認について、議案書（P.14～17）に基づき、説明した。

議案第33号 専決処分の承認について、議案書（P.18～21）に基づき、説明した。

議案第34号 専決処分の承認について、議案書（P.22～25）に基づき、説明した。

○議 長

番外 総務課長 田井君（登壇）

○番外（総務課長）

議案第35号 平成26年度白浜町一般会計補正予算（第1号）議定について、議案書（P.26）に基づき、説明した。

○議 長

提案理由の説明及び補足説明が終わりました。

これより審議に入ります。

議案第29号 専決処分の承認について、質疑を行います。

1番 溝口君

○1 番

確認をさせていただきたいと思います。参考資料4ページで、現行と改正後を詳しく載せ

ていただいております。要は、社会保険庁の管轄、この経営の受託管理を省くということは、今後周辺市町村で構成しているメンバーで紀南病院を経営していくというとらまえ方でよろしいのですか。

○議 長

番外 住民保健課長 三栖君

○番 外（住民保健課長）

今回の改正につきましては、経営の関係が社会保険の病院から組合に移ったということでございます。組合については4市町で同じですけども、今回組合が独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構から買い取ったということです。

○議 長

1番 溝口君

○1 番

ということは、管轄は社保庁だと思うんですけども、いろんな補助金等がなくなって、いよいよ周辺市町で構成する今のメンバーで健全な病院経営をしていかなければならないということですね。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第29号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第29号は原案のとおり承認されました。

議案第30号 専決処分の承認について、質疑を行います。

1番 溝口君

○1 番

私も昔働いていた時に、車の種類は違いますけれども同じような経験がございます。損害につきましては、白浜町がゼロとなっておりますけれども確認します。よく積載オーバーという形があるかと思うんですけど、今は警察等からの厳しい通達や罰則規定が一昔前より行われていると思うんですけども、今回の車両につきましては、かなりの水を積んできている中で、積載オーバーの部分はなかったのかどうか。その上で、今回のように白浜町の100%負担となったのか確認させてください。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

重量オーバーについてはなかったと聞いております。この話につきましては保険会社が相手方に確認しておりますので、間違いないと思います。

○議 長

13番 玉置君

○13 番

この事例が道路陥没と前にもヤクルトの販売員の転倒等で白浜町が補償したという事例がありますが、今道路が非常に傷んできているという中で、建設課長がおっしゃったように見回りを強化するという返答だっけども、今の建設課の人員が多いと思わないのですが、今の状態の中で広い町内を適時見て回る、定期的に調査に入ることによって人員が足りないのではないかと思うんやけども、その辺どうですか。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

実際月2回程度、白浜の分は建設課で、日置川の分は日置川事務所でパトロールを実施しているところがございますが、なかなか隔々まで行くのは人員的にも時間的にも難しいところがございます。今後事故がないようにパトロールにしても少しでも気の付いたところは降りてでも確認するという指導をしていますので、今後気を付けたいと考えております。

人員につきましては、私どもは少し足りないかなと考えています。

○議 長

13番 玉置君

○13 番

見回りというのは非常に事故の抑止、今回の場合は物損ですけども、人身事故等に関わってくるとやはり町の管理体制が問われると思いますので、ぜひ見回りを強化していただいて、事故のないような道路管理をよろしくお願ひしたいと思います。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

以前12月議会でもご指摘がございました。12月議会終了後すぐに各課に宛てて建設課長名でございますが、道路異常個所情報提供についてということで、道路の沈下等を発見した場合はすぐに建設課に連絡していただくようお願いしてございます。この4月1日にもそういう文書を出させていたでいております。白浜町全体で取り組んでいきたいと考えております。

○議 長

3番 辻君

○3 番

9ページ、参考資料の写真で、舗装の部分についての陥没なのか。下の溝蓋の部分の陥没なのかというところで、両方載せてあるのでその確認をさせていただきます。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

上の写真でご覧のように、舗装部分が陥没して落ち込んだということです。下の部分は原因究明ということで、こういうところが漏水したという写真を付けています。

○議 長

11番 古久保君

○11 番

説明の中で排水の亀裂の漏水と、それから地盤沈下したという説明がありました。私もこれに出くわしていた、ちょうど現場におったんです。これは多分排水の引き込みの工事の問題点があるのではないかなと私は思っていたんですけども、やはり引き込みの工事で公道に出ているこの箇所によって、工事の業者と役場との関係はどうされているか。町は業者に対してどういう形で仕事をさせているのか。この工事の期間、仕事が済んでから今までの間、何年経っているか。その間の地盤沈下の事故が起こったという問題がここに出てきていると思うんですけども、その辺の町の相手方に対する補償について、私は別に何も言いませんけれども、町と業者との関係はどのような約束になっているのか。それとも仕事がきちんとできているか、検査がきちんとできているのか、その辺のところをお聞きしたいです。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

現場の排水路の20センチ下に水道管が入ってございましたけども、そのソケットの部分が割れています。というのは車体の重量がかかって落ち込んだために押しえ込んだという判断で今のところしております。普通のパイプはどうもないんですけども、ソケットのジョイントの部分の上が重圧によって割れたと判断しております。

この道路につきましては、昔ですけども、用地を提供していただいたという部分がありまして、以前のまま個人の水道管が入っていた部分がございます。それが裂けたのもあるんですけども、それは現在水がいかないように全部止めております。その付近の一定の箇所についても今補修をしたところがございます。補修は町でいたしております。

○議 長

11番 古久保君

○11 番

今説明の中では車が陥没した状態でパイプが折れたと。ではなしに、車が落ち込むまでのコンクリートの内面での状況は仕事をやった段階できちんとした転圧をしてパイプを入れると。この工事に対するきちんとした写真もあるはずですね。だから、転圧の状態、どのように転圧されたか。20センチ転圧か30センチ転圧か、1メートル200の深さであれば、30センチであれば4枚の写真があるはずですね。そういう形できちんとした検査をされているのか。そうでなかったらこんなに地盤沈下をする、これ何年に経って地盤沈下したのか知らんけども、その辺のことも詳しく調べておられるのか。状況だけの判断だけでやっているのか、その辺。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

この側溝につきましては、個人さんがやられて、町道に提供していただいたということで、

町には写真とかはございません。

○議 長

1 1 番 古久保君

○1 1 番

下水の接続は個人でやられたのか。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

下水ではございません。水道です。

○議 長

1 1 番 古久保君

○1 1 番

漏水というのは水道の漏水ですか。下水の漏水ですか。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

漏水につきましては、U字構、側溝の漏水からということです。

○議 長

1 1 番 古久保君

○1 1 番

そしたら、漏水で長年経ってその工事をやったところの空洞化ということですか。そしたら、業者に対する責任というものは一切問うておらないのですか。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

これは用地、側溝を含めて提供していただいたものであり、町が工事したものではございませんので、業者には指導しておりません。

○議 長

1 2 番 南君

○1 2 番

関連ですけども、参考資料9ページの下のパイプですけども、これは全然関係ないんですか。溝の排水の漏水ということで、このパイプは関係ないのか。

それと、先ほど道路関係の見回り、情報提供を役場の各課にもお願いしているという話は聞いているんですけども、確か郵便局とも情報提供をお願いしたいという契約を結んでいると思うんですけども、郵便局からは今まで道路関係の陥没や穴掘れているとかの提供はあったのですか。その2点をお伺いします。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

郵便局については私は存じておりません。

パイプにつきましては、温泉管でございます。温泉の町白浜は以前より排水路に敷設している温泉管に町として占用を出しているのが約17キロメートルございます。排水路の断面を阻害することも考えられますが、排水路断面は計算上余裕高を設定して満杯状況ではなく、8割程度の断面として確保されているものでございます。現状では30センチ角の側溝でございます。その中で、余裕の中でパイプとしまして150ミリのパイプが埋設しても断面上プラスマイナスゼロになるということで以前から占用させていたと考えております。現状では占用はあまりさせないように努めております。またこのように下に置いたパイプにつきましては、側溝の側面に金具付け、改修とかある場合は金具で止めていただくよう指導しているところであります。ですから、まだこういうふうに側溝の下に置いているという状況もございます。

○議 長
12番 南君

○12 番
郵便局のほうは存じてないというのは、契約はあるのですか。情報提供、町との提携というのですか。

○議 長
番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）
その辺は確認しておりませんので、のちほどお答えしたいと思います。

○議 長
11番 古久保君

○11 番
先ほどの件、もう一度窓口に行って詳しくお聞きします。

それと、課長が説明されていたパトロールが行き届かないとの件についてはちょっと異論があって、役場の真ん前、このあいだも言いましたけれども穴が開いて、白浜町観光地の役場の真ん前に道路に穴が開いて水がたまっている。この間の雨で道路がベチャベチャ。こういう恥ずかしいことがその真ん前で起こっております。誰も職員が気づかないというこの辺は恥ずかしいと思いませんか。観光地白浜ですよ、その役場の庁舎の前にアスファルト2カ所くぼんでいる。これお客さん、町民の方が単車で来られてこけたら、こんな恥ずかしいことはないです、観光客にしても。これだけで言うておきます。

○議 長
要望でございます。
7番 水上君

○7 番
参考資料の写真をみると、路面の空洞化、先ほど説明がありました。民間提供されたという面もありましたけれども、延長どのくらいこの位置で空洞化を認めて、どのくらいの補修ができたのかとお尋ねしたいと思います。

○議 長
番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

この箇所を含めだいたい7～8メートル、路盤から修正をかけております。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第30号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第30号は原案のとおり承認されました。

議案第31号 専決処分の承認について、質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第31号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第31号は原案のとおり承認されました。

議案第32号 専決処分の承認について、質疑を行います。

13番 玉置君

○13 番

参考資料17ページの固定資産税等における特例措置の創設・拡充という中で、4番に耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に対する減額措置を創設するとありますけれども、これはまだ実際にこの耐震改修されたところはないと思うんですけども、どれくらいの減額措置を考えておられるのか。

そしてまた、固定資産税を減額すると白浜町の収入ですから、国、県からの補填とそれに対する補助というか、そういうものがあるのでしょうか。

○議 長

番外 税務課長 高田君

○番 外（税務課長）

耐震改修が行われた要安全確認施設についての減額措置でございますけれども、これは平成18年から21年までの減額期間についても、すでに法改正は行われていたんですけども、いろいろな災害等のこともあるので、国においては早急に進める意味もあって、平成18年から21年度までについては、その間に改修したものについては3年度分の減額。これは対象物の税額の2分の1を減額するというものでございます。それで22年から24年については、2年度分を減額する。25年度から27年度分については1年度分を減額するという事で、早くするほど減額の年度が長いという制度になっておりました。今回、25年から27年の間の1年分でそこで終わりこれまでではなかったんですけども、減額措置の創設ということで、新たに平成26年度から28年度までの間に改修したものについては、2年度分の減額、2分の1の税額を2年度分減額するという措置が新たに創設されたものであります。

○議 長

13番 玉置君

○13 番

今のところやったところはあるの。

○議 長

番外 税務課長 高田君

○番 外（税務課長）

今のところ調べないとわからないのですが、ないと思います。

○議 長

13番 玉置君

○13 番

それと、仮にやったとしたらこれは2分の1の減額になるわけですね。それは今の耐震、ここに載っているのはおそらく大手の5,000平米以上の建物だと思うのですが、相当の金額の2分の1やから、それはまともに白浜町の持ち出しということなるのか。それとも、国からそれに対して補助なり補填なりしてくれるのか、その辺の制度はないのか。

○議 長

番外 税務課長 高田君

○番 外（税務課長）

これについては国の制度でございますので、交付税の中で配慮されると考えております。

○議 長

2番 三倉君

○2 番

参考資料17ページですけども、軽自動車税の税率の引き上げというところで、2番目に重課を導入するとあるんですけども、この重課というのは金額的とか率的なものはまだ決まっていんですか。

○議 長

番外 税務課長 高田君

○番 外（税務課長）

軽自動車の自家用の分で、四輪車の部分があるんですけども、常用の場合ですと現行が7,200円で、通常の買い替えなんかで通常の今回の改正では10,800円になります。ただ、今言うように重課については12,900円となります。同じく貨物については現行4,000円で改正案は5,000円なんですけども、重課については6,000円。営業用の四輪の常用の場合ですと、現行5,000円が6,900円に変わるんですけども、重課については8,200円と定められております。

○議 長

2番 三倉君

○2 番

ということは、一応資料の中では重課という一くくりにしているけども、金額としてはもう決まっていて、別紙としてそういう示されたものがあると解釈したらよろしいですか。

○議 長

番外 税務課長 高田君

○番 外（税務課長）

その通りでございます。

○議 長

2番 三倉君

○2 番

もうひとつは自分も勉強不足で申し訳ないんですけども、固定資産税における新築の建物を建った場合、減額措置の適用を2年延長するとあるんですけど、今までにもあったと思うんです。そうしたら今の改正によって何年減額されることになるわけですか。

○議 長

番外 税務課長 高田君

○番 外（税務課長）

新築住宅控除の関係かと思うんです。これは特例措置で創設された年度は覚えてないんですけども、これまでありまして、その年度が切れるときに特例の延長措置ということで、延長されてきたものでございまして、今回も期限が切れることに伴い、2年間延長されたということでございます。これまでもあったということです。

○議 長

2番 三倉君

○2 番

だから、新築された場合に今回26年度に建った場合だったら、総額、総計的に2年延長されるんだけども、今までの分プラスどれだけになるのかと。今までも減免措置があったわけですね。何年度にはどれだけとあるんでしょうけども、新たにこれが創設されることによって新たなものになる話でしょうから、2年間延びるということは合計してどれだけ延びるのかということです。

○議 長

番外 税務課長 高田君

○番 外（税務課長）

すでに減額措置を受けられている方につきましては、そのままですけども、新たに今度か

ら対象になる方については減額措置がなければ、受けられなかった分になるんですけども、それが延長されということなので、これから新築がどれだけあるかということにも関わってくるんですけども、それらの方については期限内であれば、固定資産税の2分の1の減額措置が受けられるということでございます。

○議 長

2番 三倉君

○2 番

要は始まって措置というのはずっとあったわけですよ。それが切れたからこうしているのか。それとも新たにしているのであれば、今後何年続くのかということですよ。

○議 長

番外 税務課長 高田君

○番 外（税務課長）

今ある方については特例措置があったときに家を建てられて、それで対象となって受けられているということなんですけども、それが切れるものですから新たに2年間延長することによって、その間に家を建てられた方について、その家についての減額措置がまたこの期間だけされるということでございます。

○議 長

2番 三倉君

○2 番

あとでもう一度窓口で聞きます。

○議 長

12番 南君（登壇）

○12 番

同じく参考資料17ページの下から5行目です。わがまち特例の導入とあるんですが、この説明をお願いします。

○議 長

番外 税務課長 高田君

○番 外（税務課長）

わがまち特例の考え方ですけども、国がこれまで統一的に定めていた地方税の課税金に関する統制を徐々に緩めるという観点から、住民にとって過度にわかりにくい制度になることは避けるべきといった考え方ということがございます。それで、今まででしたら地方税法で税率を決めていたのですが、標準的な税率はこれだけだけれども、あとは地方の判断の中でこの率からこの率までの間の税率を条例で定めなさいという制度がわがまち特例ということで、正式には地域決定型地方税制特例措置における条例委任ということでございます。ひとつの税率とかということでは決められるということではないんです。その対象に入るのが、この公害防止設備とか浸水防止設備についても基本の税率はあるけども、町の条例で決めてよいということで、わがまち特例の対象に入りましたという改正なんです。白浜町としては、国の示す標準的な税率で考えております。税率を変えるということは考えておりません。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

10番 廣畑君(登壇)

○10番

それでは議案32号について討論をいたします。

今の皆さん方の質問の中で、特例の措置などのこともございました。しかし、2の改正の内容の中の、特に2番の軽自動車税の税率の引き上げについて、やはり私は庶民の課税である。庶民の重税化に、軽自動車税の増税については庶民課税の最たるものであるということから、反対をいたします。

○議 長

反対討論がございました。賛成討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。

本件については、起立によって採決します。

議案第32号について、原案に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議 長

起立多数であります。

従って議案第32号原案のとおり承認されました。

議案第33号 専決処分の承認について、質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第33号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第33号は原案のとおり承認されました。

議案第34号 専決処分の承認について、質疑を行います。

14番 丸本君

○14番

国保税を上げるということだと思いますけれども、後期高齢者支援金分、介護納付金分の

限度額を上げるということ。あと1つ医療費の分を足して限度額七十数万円と思いますけども、いくら上がるんですか。いくらがいくらになるのかその辺お願いします。

○議 長

番外 税務課長 高田君

○番 外（税務課長）

医療保険分、これは74歳までの対象の方の分ですけども、これが限度額51万円ということで変わりはございません。それから、後期高齢者支援分、これは74歳までの方が対象になるんですけども、これについては14万円から16万円ということで2万円上がります。それから、介護保険分、40歳から64歳までの方が対象になるんですけども、この範囲に入る方については12万円から14万円に上がることになります。ですから、今言った全部の対象になる方については、77万円から81万円ということになりまして、39歳以下の方についての今までの限度額が65万円だったんですけども、それについては67万円になるということでございます。

○議 長

14番 丸本君

○14 番

国保税が高くて払えんと、払うのがしんどいという声が聞こえてくるんですけども、40歳以上の世帯については77万円から81万円に上がる。81万円という課税額は、介護分を含めた40歳以上の夫婦2人、子ども2人の標準的な世帯にとっていくらの所得があれば、この天井の81万円の限度額にくるのか教えていただければ。

○議 長

番外 税務課長 高田君

○番 外（税務課長）

国保の計算についてですけども、3つの場合についてそれぞれ所得割、資産割、均等割、平等割がございまして、いろんな組み合わせになってまいりますので、一概に言えないところがありますので、ご勘弁願いたいと思います。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第34号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第34号は原案のとおり承認されました。

議案第35号 平成26年度白浜町一般会計補正予算（第1号）議定について、質疑を行

います。

13番 玉置君

○13 番

6ページです。臨時福祉給付金事業費ということで、1億2,328万7,000円の補正。その中で対象者が先ほど8,877人とお聞きしたんですけども、これで間違いないでしょうか。

それで、これは振込で対象者に完全に告知されているのかどうかというところをお聞きしたいんです。と言うのは、告知として折込チラシを入れたり、FM放送をしたり、ホームページを開設したりと3段に分けて皆さんに告知していると思うんですけども、これはどういう形で当局が皆様方、8,877人の方を掌握して振込をするのか。その辺お聞きをしたいんです。

○議 長

番外 総務課副課長 榎本君

○番 外（総務課副課長）

4月まで私が担当しておりまして、まだ引き継ぎができてございませんので、私のほうから答弁をさせていただきます。よろしくお願ひします。

臨時給付金の対象の8,877人と言いますのは、所得の関係があるんですが、25年所得の非課税世帯、生活保護世帯等々を差し引いて試算するような国の計算式がございまして、それに当てはめまして、わかる部分はわかるように数字を入れて、わからない部分は国の率を掛けて計算をしてはじき出した数字でございまして、あと、加算措置分というのがございまして、老齢基礎年金であったり、障害基礎年金を受給されている方については加算措置の5,000円がございまして、これも予算の中に含まれてございまして、この方は4,465名という試算をしております。

あと、この方たちにどのように周知を図っていくのかというご質問でございましたけれども、先ほどのご質問の中にもありましたように、ホームページであったり、広報であったり、FM放送という方法を使って、住民に周知を図っていきたくは思っておりますが、現在そうしたパンフレットであったり、広報内容を精査しておりまして、予算可決次第そういう手続きに入っていきたいと思っております。

もう1つ、これらの対象の方々にもどのように申請を施していくのかということになるんですが、それにつきましては、国のほうからいろいろな申請を勧奨する方法が示されてございます。1つは税の勧奨と同封して申請書を送る方法。もう1つは介護保険料の関係で送る方法であったり、子育て世帯も予算にありますけれども、それについては児童手当の支給の関係で同時に送るという方法からあります。ただ、全国的には全世帯へそうした情報を送り込んで皆さんに申請していただいた中で判定をかけていくという手続きをとられる市町村もあると聞いておりますので、そうした方法については今後担当のほうで白浜町がどういう手続きで啓発していくのかということにつきましてもホームページ、広報等で周知を図ってまいりたいとこのように思っております。

○議 長

1番 溝口君

○1 番

関連になるかと思えます。4ページの歳入の社会福祉費補助金、児童福祉費補助金。これは国の補助金でありますけれども、見通しとしたら今年度だけで終わるものなのか。そこら情報、国の考え方、今回1回限りか、今わかっていたら教えていただきたい。

○議 長

番外 総務課副課長 榎本君

○番外（総務課副課長）

今回の措置につきましては、昨年10月1日に消費税が5パーセントから8パーセントに上がることを総理大臣が決定されたときに、子育て世帯の方であったり、低所得者の方に1年半、10パーセントまで上がるまでの1年半分に相当する部分の消費部分を措置しようという閣議決定のもとでなされたものですので、我々の情報としましては、この措置は平成26年度、3月31日までで終わると聞いております。

申請受付期間は町が定めた日、予定では7月頃からと考えておりますけれども、定めた日から3カ月間が受付期間とされております。税の修正申告等々もありますので、その辺については国、県と協議をしておるところですけども、最大延びたとしても2月27日という数字が国から示されておりますので、その範囲内で事業を完結していくという考え方でございます。

ただ、今後第2弾、第3弾の手立てがあるのかということにつきましては、情報としては何もつかんでいないところで、あるかないかはわかりません。

○議 長

7番 水上君

○7番

6ページの節7、賃金。臨時職員の賃金等いくつかあるので一緒に答弁していただいたらいと思うんです。それから、9ページの節7、臨時職員の賃金が上がっているんですけども、雇用の形態、例えば人数もそうですし、給付にかかる専従の職員として雇用するのでしょうか。その形態、どういう臨時職員の採用になっているのかお尋ねします。

○議 長

番外 総務課副課長 榎本君

○番外（総務課副課長）

私のほうから、賃金の関係であったり、事業費の関係、これは子育て世帯の部分と臨時福祉給付金の部分を分けさせて計上させていただいておりますけども、国のほうでありますと、厚労省の中でそれぞれ担当が分かれてございます。県になりますと、子育て未来課と福祉の関係と分かれておるんですが、市町村レベル、町くらいの人口規模になりますと、1つの課、1つの担当で事務処理をするほうが分かれるより効率的に運ぶであろうということで、室を立ち上げてそこで2つの業務を実施するという考え方のもとで進めております。予算は別々に申請をさせていただきます。これは補助制度でございますので、1つにまとめることはできませんので分けておりますが、賃金については基本的に考えておるのは3名を半年間雇い入れるという予算を付けております。臨時福祉給付金に2名、子育て世帯のほうに1名という予算措置にしてございます。どういう形で雇用を図っていくのかということですが、現在もすでに給付金の関係は個人情報であったり、一番難しいのはDV情報。この辺の処理をしていくということと、税情報をすべて確認しないといけないという状況の中で、これを支給

する運びを進めなければならないという観点から、私のほうで積算したときには役場のOBだったり、そういう経験者の方を頼んででも実施しないと給付ができない、また個人情報が守れないという観点から、現在は雇ってはいないんですけども、そういう形でお願いして、助けていただいて事務を進めていきたいと思っております。

○議 長

7番 水上君

○7 番

そしたらもう1つ関連ですが、10ページの節19、子育て世帯臨時特例給付金。先ほど説明をいただいたのかもしれませんが、給付対象についての説明と人数的なことであるとか、平均してどれくらい給付、世帯収入によるかと思うんですが、その辺もわかれば。

○議 長

番外 総務課副課長 榎本君

○番 外（総務課副課長）

子育て世帯臨時特例給付金につきましては、まず対象をはじく方法といたしまして、今年の1月分の児童手当を2月に受給された方がまず対象になります。この数字をまず白浜町の中ではじかせていただいて2,052名という数字で、1人10,000円なので2,052万円という数字が上がってございますが、これにつきましてもDVの関係の方であったり、いろんな措置の関係で前後する可能性もありますので、例えば1月1日児童手当を受給されていなくても、DVの関係であれば白浜町で受給できるとかいろいろな措置請求がありますので、確実にこの数字でということにはなりませんので、前後すると思います。その数字が実質的にはじかれてくるのが住民税がセットされる6月以降で確定してくるであろうと。そうしますと、変更があった場合には当然お金が余計にかかる数字が上がってくれば補助金の増額請求をします。これについては国から100パーセント必ず付けるという指示をいただいております。ただ、減額すれば当然減額させていただくということになると思います。

○議 長

7番 水上君

○7 番

先ほどからの説明の中で、DVという言葉がよく出てきます。白浜町の地域事情によって昔から住所地を動かさずに白浜町に入っただけの方、そしてDVを抱えた方も聞き及んでおりますが、現状ではいかがでしょうか。把握できている部分はありますか。

○議 長

番外 総務課副課長 榎本君

○番 外（総務課副課長）

いろんな情報をここでお話すると波及する部分があるので、少し歯がゆい答弁になるかもわかりませんが、そういう手続きについては例えば白浜町と長崎というような住民票と存在の違いがあれば町から県へ行って、県から向こうの県へ行って、市町村へいく段階で住所情報を消すという形で住所のやり取りがあります。白浜町へも当然そういう部分があれば来ておりますし、なければ来ないと。こちらにそういう情報で相手方に提供せなアカン部分があれば町から県を通じて相手の市町村へ支給を止めにかかるという手続きをとるとされておまして、それが3月中頃までが期限だったんですが、これについては今でも受け付

けておりました、ただ、相手の市町村ですでに支給が始まっておいて、支給されておれば支給を止められませんので、こちらでは受給できないという状況がありますので、その辺については慎重に扱っております。

○議 長

8番 楠本君

○8 番

今の関係で国の計算式を適用してやるという副課長の答弁だったんですけれども、今DVの話もございましたように、機密保護、それからいろいろと課題が山積していると思うのですが、この分については国の施策の中では新しいソフトを入れるとか、そういうことで一律的な計算方法というのが考えられているのかどうかということと、すでにこの件について問い合わせがあって、私も勉強不足でわかりませんという答弁をしているんですけれども、早急にパンフレットか申請手続きのあり方とかそういう分を早く取り組んでほしいなと思っております。

それと別で、8ページの保育所費です。椿保育園が休園に至ったわけですけれども、休園によって日置なり富田幼稚園に通う園児がおるわけです。やはりこの跡地利用について支所を残していただけるということでやっているんですけれども、富田事務所の窓口受付件数はかなり膨大やと思うんですけれども、椿にしてみたら年間含めてかなり数は少ないだろうと思えます。そういった意味においても、臨時職員であろうと、職員であろうと、何か副業の業務をやって、町職員の人材が少ないときですから、椿のために人事というのでなく必ず副業の業務をやらすとかそういうふうな効率的な人材派遣をしてもらいたいなと思えます。

○議 長

番外 総務課副課長 榎本君

○番 外（総務課副課長）

まず給付金の関係で議員ご指摘のとおり、すでに3月、4月に入って問い合わせがかなりあります。私も何十件も受けておりますし、ただ申し訳ないのは電話であればまだいいのですが、足を運んでいただいて窓口までこの申請書をもたらってきたんやけどという形で来られても、我々も説明が出来てないので、実際は住民税が確定して所得を判定しなければなりませんので、必ず6月以降になってくるだろうと。それより先に受け付けてもまた返す、返さないという逆の迷惑もかかりますので。確実な情報のもとでやっていきたいと思っておりました、それらも申請の受付期間はいつからですよという広報についても早く決めて、広報に載せて早く周知を図っていききたいと思っております。特に公務員の方は人事異動が3月にあつて、国家公務員の児童さんなんかは町のほうにまったくデータがないんです。その中で公務員については、白浜町の職員の場合は白浜町から職員に申請書なり何なりを配りなさいということで、人事異動もあるからできたら早めにとということで、3月に通達があつたので、3月にすでに申請書とかそういうのが配られておいて、市町村に問い合わせなさいということで、4月に入るとすぐに公務員の方から多く問い合わせがあるんですけれども、実際には白浜町だけでなく県下大体の市町村が早く6月から7月、遅いところで10月頃になってくるのではないかなと。このようになっていきますので、町も早く受付開始期間を定めて広報して、それ以降で問い合わせをいただけるように、また広報を見てわかるような広報を整備して周知を図っていききたいとこのように思っております。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外（町 長）

ただいま楠本議員から椿保育園の休園に伴います椿出張所のあり方と申しますか、職員の派遣も含めて今後職員に対してどういう副業が可能なのか、この辺もきちんと我々町当局で結論を出して皆様にできるだけご理解をいただけるように、椿の区民の皆さんにもご相談させていただきますので、また決まりましたら近いうちにご報告させていただきたいと思っております。

○議 長

8番 楠本君

○8 番

ソフトとか計算方法は受付、申請してからの話になるんだろうと思うんですけども、やはり機密も含めてそういうソフトはないんですか。

○議 長

番外 総務課副課長 榎本君

○番 外（総務課副課長）

システムと申しますか定額給付金が以前ありまして、そうした定額給付金から改良したようなシステムがあります。全国的には単独のソフトもあるんですが、ただ今回の場合につきましては、住民情報、税情報、福祉情報すべて関連していきます。そういう情報すべてデータを関連させて受給者を判定するとなりますと、どうしても今契約している業者に開発を依頼するという形になってきますので、今回システム費として上げさせていただいております。

また、備品購入で当然機械なんかも要るんですが、それについては国から備品購入費が認めませんと言われておりますので、機械は借り受けて実施するということでリース料として上げさせていただいております。ただ、議員ご指摘のように、段階がありまして何万人だったらいくらくらいと国から指標が示されておまして、その範囲内で予算を組ませていただいておりますが、白浜町の2万人とか3万人となりますと、システムとか機器とか基本的な部分での占める割合が大きくなってきますので、この予算ではたして業務自体ができるのかなど。賃金3人で実際やっていけるのかという心配もありますので、まずはやってみて、もし足りないということであれば、業務費については町費を持ち出しでも皆様にご迷惑のかからないような体制で支給を実施していきたいと思っております。ただ、大きな何百万人都市となりますと、事務費だけで何億円となりますので、給付自体をすべてコンサルにかけて公表して全部委託する、受付から支給まですべてを委託するということができるんですけども、白浜町のような地域では職員がやって、賃金さんに助けていただいて役場の責任で交付していくと言う形がすべてではないのかなと思っております。

○議 長

14番 丸本君

○14 番

確認しておきたいんですけども、臨時福祉給付金8,800人でしたか、あるという話でしたけども、住民税非課税の世帯ということでよろしいんやな。それで、これは確定申告していない人はどうなるんですか。

○議 長

番外 総務課副課長 榎本君

○番 外（総務課副課長）

そうした細かい部分はいろいろ指標が示されております。今のご質問だけでありますと、臨時福祉給付金というのは、世帯というより非課税の方で、世帯全体で非課税という形になりますので、例えば旦那さん、奥さん、子どもさん2人いて、旦那さんが非課税で子どもさんが扶養に入っているということであって、奥さんは働いていて課税されているということになると、3人が対象になってくるんですけども、こういうケースと子育て世帯とダブってくるんです。まずは臨時福祉給付金で子どもの部分までをいただくと、子育て世帯の1万円はいただけないという形になります。まずは、低所得者である方々を救って、それに余る子どものいらっしゃる中所得世帯の方々の世帯に対して支給するというのが子育て世帯ですので、ですから、判定的には所得がわかれば分かれるんですけども、やはり臨時給付金と子育て世帯とは切って切れないと言いますか、二重給付はできませんし、必ず支給対象である方には支給したいということで制度が整備されておりますので、町もそこを抜かりないようにやっていきたいと思っております。

○議 長

14番 丸本君

○14 番

住民税非課税とはわかるんですけども、確定申告していない方と私申し上げたでしょう。確定申告は全員がしているものとは思わんですよ。先ほど国家公務員の例を出していましたが、こういう方はこの壇上におられる方も含めて年末調整という形で確定申告はほとんどやっていないと思うんですけども、確定申告をしていない方について、非課税をどう扱われるのかなと思ひまして。その辺どうですか。

○議 長

番外 税務課長 高田君

○番 外（税務課長）

申告についてのご質問がございましたので、その部分だけ税務課からお答えさせていただきます。確かに確定申告される方もおられますし、確定申告の必要のない方ということでそういう方が来られた場合については町の申告をしていただいております。その中で町の税割、均等割ということで私はその基準は理解していませんけども、申告はしていただいておりますので、確定申告がないからということで、対象額が出ないということはないので、何も申告がなければしていただかないとならないという部分がございます。あと今は年金がデータとして送られてまいりますので、例えばその部分について課税、非課税を計算させてもらっている方もおられますので、申告がなくても、そういう年金の方で申告として受付することになっておりますので、その中で計算させていただくということになります。

ただ、税の立場からいうと、6月に課税をして通知をさせていただくんですけども、その中でもその時点で年額が確定でなくて、かなり変更する方が出てこられますので、どうしてもボーダーラインという方は非課税から課税ということが出てくるのではないかと。そういう件数がかんりたくさんあるのではないかと心配しているところではあります。

○議 長

番外 総務課副課長 榎本君

○番外（総務課副課長）

税務課長から答弁あったように、中には無申告というんですか課税情報のない方もいらっしゃいます。こういう方についてどういう措置を取るのかということにつきましては、国からも指標が示されてございまして、まずは申請をしていただくという形の中で、扶養にとられているか、とられていないかも関係してくるんですけども、そういう状況の中で申請をする段階で私は非課税ですとご自分から宣誓書を出していただくと。あとで課税とわかりましたら返しますという宣誓書を出していただく形になっておるんですが、先ほど税務課長も言いましたように、そのボーダーラインの方が誰かを扶養にとれば非課税になったとかいう方で異動が大変あるんです。現在担当にも引き継ぎを行っておるんですが、各市町村そこが一番心配しております。いったん支給したのに返せとはなかなか言えないという状況があるのですが、ただ申請を早くしないと町民の方々には一部の方々よりは多くの方々早く申請をしたいと、自分とて持つておくより申請してしまつて課税判定してもらつたらいいよということになりますので、そういうところも踏まえて、受給の開始時期を決定していかなければならないと。ただ、白浜町だけ他の市町村より遅れて実施するという事はやつてはならないことなので、やはり全国的な状況であつたり、周辺市町村の状況を見て遅れることなく実施したいと。ですから、申告がなくても申請はできますので、そういう誓約書を付けていただくということになってございます。

○議長

2番 三倉君

○2番

そしたら、支給の時期については、今の話を聞かせてもらつたら6月以降に受付をすると。受付をしたら逐一支給については対象になっていくという方法でよろしいわけですか。

○議長

番外 総務課副課長 榎本君

○番外（総務課副課長）

申請の受付期間、例えば7月1日とすれば9月末で終わりと、3カ月間で基本的にやりなさいと。特別な事情があつたら6カ月というのがあるんですが、だいたい3カ月でやりなさいという形で、支給時期は国から示されてございませぬので、町で決めるという形になりますけども、受付を7月の初めにして所得が確定して完全にわかるのに11月に支給しますとはなりません。ただ、データ上、口座振替にすべてなりますから、これは紀陽銀行さんとお話をさせていただく形になります。紀陽銀行さんからすでに文書が来ておまして、支給が多い五十日はなるべく避けてほしいということで、例えば週2回でもいいですと。7とか9がつく日でもいいということも指標が出ておりますので、これについては支給を担当する課と紀陽銀行さんと再度詰めさせていただいて、口座振替日を決定していくと。ただ、支給開始日はなるべく早くしたいと思ひますけれども、先ほど申しましたように修正申告のタイミングも見ないと支給してしまひまして、返してくださいとはなかなか言えないということがありますので、支給開始時期については具体的に今申し上げるには至らないという状況です。

○議長

2番 三倉君

○2 番

支給したらなかなか対象から外れた場合、戻してもらいにくいという話があったので、話させてもらいたいのは、やはり支給される人の中で納税なり非課税であってもほかの国保なりという給付というのもあると思うんです。そういった中で滞納している人にも今の法律からしたら同じような格好で支給されると思うんですけども、もらうものはもらうというのは理不尽に思うものですから、その辺の対応についてはどのように考えていますか。

○議 長

番外 総務課副課長 榎本君

○番 外（総務課副課長）

これも我々、質疑応答Q&Aといいますか、メールとかで国へこんな場合どうなるのかということで全部出しておるのですが、国からの答えとしましては、それと今回の低所得者の措置とは別なので、例えば差し押さえてもいいのかということもあるんですが、だめとは言っていないけども、国の制度の趣旨をふまえて対応していただきたいと返ってきている以上は支給させていただくというのが今回の国の考え方であるんだろうなと考えております。

○議 長

2番 三倉君

○2 番

国の考え方はそうなんですけども、ただやはり義務と権利の中、バランスをとってもらう中で、差し押さえという話までいかなくても、納付していただくという方向で進めていくべきではないのかと思うんですけども、いかがですか。

○議 長

番外 総務課副課長 榎本君

○番 外（総務課副課長）

税とこの支給は密接に関係しているのですが、収納状況を見るということ、給付金担当が税の収納状況を確認するということは考えておりませんので、だれが滞納しているとか小さい町なのでだいたいはわかりますけれども、そういうことは基本的にはできないので。ただ、今回給付金担当がなぜ税の所得確認ができるのなという話になってきますけども、それについてはまずは税の形で広報していくか、申請書には必ず税情報を確認してもいいですよということを書いておりますので、そこにハンコがなければ支給できないと。税情報が確認できないのでという形になりますから、これが国と市町村とで侃侃諤諤したところですけども、基本的には収納状況は見られない状況で滞納状況というのは給付金側からは確認できないというのが考え方です。

○議 長

12番 南君

○12 番

別のことですけども、9ページ、13委託料ですけども、園児送迎業務委託料は具体的にどういうことか。バス会社やタクシー会社にすべてを委託するのか、内容を教えていただきたいんですけども。

○議 長

番外 住民保健課長 三栖君

○番 外（住民保健課長）

これにつきましては、現在川添地区で日置保育園の送迎に賃金を雇ってしております。この件につきましては、今度椿保育園の部分の日置保育園への送迎を考える際に、やはり42号線は今トラックとかたくさん走っていて危険な状態になってございます。これについては安心・安全を確保ということを議員からもいただいております。その中で、バス会社、タクシー会社に委託させていただいて、その部分で送迎をやっていただきたいという形で現在考えており、予算が通ったら委託の作業を進めてまいりたいと考えてございます。

○議 長

12番 南君

○12 番

そしたら、川添と椿の2つのことで考えてよろしいのですか。

○議 長

番外 住民保健課長 三栖君

○番 外（住民保健課長）

これにつきましては、10人乗りのバンを使いまして、まず朝は川添から日置保育園へ送ってきて、その車両を利用しまして椿へ送迎というのが朝のパターンです。夕方はまず椿に送迎をしてから日置の玉伝までの送迎を1つの車両で行うと。時間的には少し保護者の方にご迷惑をかけて早くなってしまうというところはあるんですが、どうしても財政的に2台は難しいので、それをお願いしてございます。

○議 長

7番 水上君

○7 番

6ページ、節11 需用費の中の消耗品費が金額結構大きいのですが、これはどんなものなのでしょうか。

○議 長

番外 総務課副課長 榎本君

○番 外（総務課副課長）

試算の中身なんですけども、これは基本的には印刷製本も出すのですが、申請書等印刷する前の紙とかいろんな用具の関係を考えておまして、トナーにしても1本30,000円とかしますので、決してこの金額で私としては足りるのかなというくらいの金額ではあるんですが、申請書もA4の薄い紙ではなくてある程度のもを使わなあかんだらうという形にあります。ただ、消耗品については試算の中で国から示された数字の枠内で全体を組んでおりますので、実際この予算ですべてが最後までうまくいくのかということになるんですけども、すべて概算で積算せざるを得ない状況でありますので、この辺は国とも協議しながら変更承認申請したり、少額であれば流用という形で処理させていただきたいし、大きい形であればどこかの時点で予算の組み替えということも考えさせていただいております。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第35号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第35号は原案のとおり可決されました。

先ほどの答弁について。

番外 建設課長 笠中君

○番 外(建設課長)

議案第30号での南議員からのご質問でございます。郵便局との情報提供につきましての協定は白浜町は行っておりません。全国的には南議員が述べられたようにそうした協定を行っているところもあると聞いているところでございます。

○議 長

休憩します。

(休憩 12時11分 再開 14時55分)

○議 長

再開します。

(6) 日程第14 発委第3号 閉会中の継続調査申出書 (議会運営委員会・総務文教厚生常任委員会・観光建設農林常任委員会・議会広報特別委員会)

○議 長

日程第14 発委第3号 閉会中の継続調査申出書を議題とします。

各委員長の申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も調査を継続することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、各委員長から申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も調査を継続することに決定しました。

ここで、このたび教育委員会委員を退任されます清原教育長がおられます。

この際、4年間ご苦勞をいただきました清原教育長に退任のご挨拶をいただきたいと思っております。清原教育長、お願いいたします。

番外 教育長 清原君 (登壇)

○番 外(教育長)

退任の挨拶をした。

(拍手)

○議 長

清原教育長、大変ご苦労さまでした。健康に十分留意され、これからも白浜町発展のためにご尽力をいただきたいと思ひます。ありがとうございます。

以上をもって、本臨時会に付議された事件はすべて終了いたしました。

閉会にあたり、町長から挨拶の申し出があります。

これを、許可します。

番外 町長 井澗君（登壇）

○番 外（町 長）

閉会にあたりまして、一言御礼のご挨拶を申し上げます。

平成26年第1回臨時会をお願いいたしましたところ、2日間にわたり、鋭意ご審議をいただき、誠にありがとうございます。

本臨時会は、去る3月16日の厳しい選挙戦を戦い抜かれ、見事、町議会議員として栄位を勝ち取られた皆様方による新しい体制の議会で行われました。

議長に就任されました岡谷裕計議員、副議長に就任されました溝口耕太郎議員に対しまして、心からお喜びを申し上げます。

また、常任委員会、特別委員会の各委員会をはじめ、一部事務組合を含めまして、議員の皆様方にご就任いただき、町全体を通じて、また、行政の各分野におきまして、ご指導のほど宜しくお願い申し上げます。

財政状況の厳しい中でございますが、町政の伸展に全力を傾注する覚悟でございます。今後ともよろしくお願い申し上げます。簡単でございますが閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○議 長

挨拶が終わりました。

お諮りします。

これをもって、白浜町議会平成26年第1回臨時会を閉会いたします。

閉会することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

従って、白浜町議会平成26年第1回臨時会はこれをもって閉会いたします。

たいへん、ご苦労さまでした。

議長 岡谷 裕計は、15時04分 閉会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

平成 26 年 4 月 4 日

白浜町議会議長

白浜町議会副議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員